
典令範等から見た日本陸軍の作戦情報

國嶋 健一

<要旨>

本稿は、日本陸軍の作戦情報について典令範等の視角から、戦間期の経過及び内容を検討し、今日的評価を試みたものである。日本陸軍は、第一次世界大戦に大きな衝撃を受け戦術戦法の大幅な見直しを行った。典令範等の改訂及び編さんの経過は、3つの時期に区分される。第一は、1918（大正7）年から1928（昭和3）年までの間で戦訓を当座反映した時期、第二は、32（昭和7）年までの間で諜報に関する教義が確立した時期、第三は、38（昭和13）年までの間で作戦情報に関する教義が確定した時期である。日本陸軍の典令範等は、情報の作戦からの独立性の不十分さ、情報の研究が作戦に比して遅れたこと、攻撃偏重の規定による作戦情報の価値の低下などにより、情報軽視を惹起する要素を有していた。しかし、38（昭和13）年の「作戦要務令」及び「幕僚参考書第一巻」は、作戦情報と戦略情報の区分、情報要求の設定、情報業務要領、収集機関の運用等に関する規定が今日的に見ても適切な内容であり、日本陸軍の作戦情報に関する典令範等の一つの到達点であると評価する。

はじめに

日本陸軍が戦略情報を軽視していたという指摘は、先行研究や旧軍人の回想など、様々な形でなされているが、作戦情報については十分に検討されてきたとは言えない。例えば、有賀伝は、方面軍及び航空軍以上の情報機構とその活動を網羅的かつ詳細に検討しているが、軍・師団の作戦レベルの情報機構や活動については、多く取り扱っていない¹。小谷賢は、日本陸軍のインテリジェンスを情報収集、情報分析及び情報利用の視角からの確に考察しているが、作戦情報については、情報の利用の視角から戦術レベルにおける利用、つまり諜報により得られた情報を作戦部隊に提供することで成功した事例を主に取り上げている²ものの、搜索は検討していない。本稿は、こ

1 有賀伝『日本陸海軍の情報機構とその活動』（近代文芸社、1994年）は、182頁でノモンハン事件、192頁でホランジア空襲時の航空情報に言及している。

2 小谷賢『日本軍のインテリジェンス——なぜ情報が活かされないのか——』（講談社、2007年）142-169頁。

これらの先行研究を念頭に置きつつ、作戦情報について、「陸軍の教育訓練を統一標準化するための基本的教本の総称³」である典令範等⁴の視角から考察した。

日本陸軍が、日中戦争以降の作戦に際し適用した典令範等は、第一次世界大戦（以下、「大戦」と記述）の戦訓を踏まえ、戦間期に改訂及び編さんされたものである。本稿は、戦間期の日本陸軍の典令範等が、作戦情報の視点からどのような経過で改訂及び編さんされたのかを明らかにし、それらの記述内容を検討して今日的評価を試みる。

対象とする典令範は、作戦情報が主に軍・師団の諸兵連合の作戦に資することから、「作戦要務令」、「陣中要務令」及び「戦闘綱要」を主とする。各兵操典（以下、「操典」と記述）及び教範は、対象が主に大隊長以下であるため、作戦情報に特に関連する部分を取り上げる。「典令範等」の「等」とは、典令範に含まれない、草案、訓令（「統帥綱領」、「諜報宣伝勤務指針」等）、教育資料（陸軍大学校の「統帥参考書」、講授録等）、刊行物（『偕行社記事』、出版された軍事関連書籍）等である。典令範の記述は、原則的事項や一般的な準拠を表現するため、通常、具体的・個別的な解説は、避けられている。作戦情報に関する記述も同様であり、かつ、そもそも記述量が僅少で、典令範に明記されない部分が多々あるため、典令範における規定を理解し、補完するには、これら出版物も含め考察する必要がある。

1. 大戦後、当座の改訂及び編さん（1918（大正7年）～1928（昭和3）年）

（1）典令範等の改訂及び編さん経過

日本陸軍は、大戦の戦訓を収集するにあたり、陸軍省に臨時軍事調査委員（以下、「調査委員」と記述）を設置した。調査委員は、大戦の開戦から約一年が経過した、15（大正4）年9月に発足、戦時下の情報収集には限界があったため、18（大正7）年11月の大戦休戦以降に欧州で刊行された出版物、書籍、各国軍の教範等の収集、翻訳や海外差遣者による現地調査等を行った。調査委員は「調査委員総結論綱要」に基づいて業務を推進し、解散する22（大正11）年まで、将来の陸軍の体制を研究する際の助言等を行った⁵。なお、その中に情報あるいは作戦情報を主題とした意見は、見当た

3 原剛ほか編『日本陸海軍事典コンパクト版』上巻（新人物往来社、2003年）154頁。

4 典令範とは「歩兵操典」等の各兵操典、「作戦要務令」及び教範の総称である。「典範編纂業務に関する参考」（教育総監部第一課、1934年）によれば、「戦闘綱要」は、諸兵種協同の戦闘原則書で、これを基調とする軍隊練成の指針を示すものである。各兵操典は、戦闘のため、当該兵種に必要な制式、法則及び原則を記述するものである。教範は、戦闘綱要、操典に基づきその細部の訓練実行の手段方法を規定し、またはこれらの補備細説に関する事項、あるいは技術にわたる事項を網羅して国軍練成の經典たる戦闘綱要及び操典を補綴するものである。

5 黒澤文貴『大戦間期の日本陸軍』（みすず書房、2000年）23-75頁。

ない⁶。調査委員の旺盛な活動は、日本陸軍が大戦の教訓について、全容の解明には至らずとも、当面の措置として典令範を改訂及び編さんすることを可能にするだけの知的基盤を付与した。他方、大戦中の作戦情報の実態に関しては、英仏の秘密保持の壁に阻まれ⁷、実際に差遣者が軍の作戦に関する実態を直接把握できたのは、多くはロシア軍からであった⁸ことから、調査委員の活動により十分に収集できたとは言い難く、典令範への反映も直ちに行えなかった。

参謀本部は、18（大正7）年及び23（大正12）年に「帝国国防方針」、「帝国軍の用兵綱領」等を改訂し、教育総監部と連携して典令範等の改訂及び編さん⁹を進めた。「帝国国防方針」は、23（大正12）年の改訂で米国を第一の仮想敵国にすると修正したが、陸軍は、引き続きロシア（ソ連）を主要な仮想敵国とした。また陸軍は、大戦後の労農赤軍が未だ弱体であったことを踏まえ、「帝国軍の用兵綱領」をより積極的な攻勢作戦に改訂した¹⁰。この「帝国軍の用兵綱領」に基づき、大戦終結後速やかに典令範等の改訂及び編さんへの反映が必要であると認識されたのは、従来に比べて大規模な軍隊の指揮運用、大戦中に発展した戦術戦法及び新兵器の導入等、軍の近代化、総力戦体制の必要性等と関連する内容であった¹¹。日本陸軍は、この認識に基づき、大戦の休戦前後から典令範等の改訂及び編さんを始めた。18（大正7）年の「統帥綱領」の改訂、24（大正13）年の「陣中要務令」の改訂及び26（大正15）年の「戦闘綱要草案」の編さんがこれに当たる。これら典令範等の改訂及び編さんは、いずれも作戦を焦点になされたものではあるが、情報についても研究が進められ、28（昭和3）年の「諜報宣伝勤務指針」（以下、「諜報指針」と記述）に結実して、作戦情報に関する研究に活用された。なお、日本陸軍は、引き続き大戦の教訓を収集、分析して再改

6 臨時軍事調査委員「臨時軍事調査委員より提出した意見総目次」（1921年）（大正十年度 典令範改正意見綴（その一）防衛省防衛研究所蔵）。

7 地上参戦した米国ですら、駐在武官や観戦武官を派遣したが、参戦まで情報収集は不可能であった。例えば、1914年初め頃、フランスに派遣された米国派遣団長は、観戦武官の戦地への同行を禁じたフランス軍に対し、「実際、エクアドルやシャムといった、取るに足らない小国と同等の取扱いである」と不満を漏らした。また、米国の参戦が決まるとすぐに、大戦での役割分担を調整するため、英仏が情報担当者を含む代表団を送り込み、初めて現状に関する説明を行った。James L. Gilbert, *World War I and the Origins of U. S. Military Intelligence* (Maryland: Rowman & Littlefield, 2015) p. 10, 27.

8 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 27 関東軍〈1〉——対ソ戦備・ノモンハン事件——』（朝雲新聞社、1969年）22-23頁。

9 鈴木重康「戦闘綱要の審査其他部長会議案に就て」（1925年5月12日）（『鈴木重康関係資料綴 1/2 大正14年2月19日～12月10日 防衛省防衛研究所蔵』）に「今回に限り戦闘綱要の編纂主任を教育総監部に於て行うことに決せられたるは既定のことにして（中略）戦闘綱要と謂い陣中要務令と謂い其事の性質を観察するときは（中略）作戦演習と重大関係を有するものなり（中略）従って此意見（『戦闘綱要』の教育総監部での審査結果に対する意見：筆者註）の発動は第一部に於て行われざる可からず殊に此后戦闘綱要の起案が参謀本部主管事項となる風向あるに於て此素地を作為し置くは此際特に重要なりとす」と記述されており、「戦闘綱要」の編さんについて、参謀本部と教育総監部の間で主管をいづれがとるかについて、やり取りがあったことがうかがえる。

10 島貫武治「日露戦争以後における国防方針、所要兵力、用兵綱領の変遷」『軍事史学』第八巻第四号（1973年3月）10頁、及び第九巻第一号（1973年6月）69頁。

11 黒澤『大戦間期の日本陸軍』36-37頁。

訂を行う必要があると、明確に認識していた¹²。

(2) 諜報及び搜索に関する記述の拡充

24(大正13)年の「陣中要務令」は、陣中勤務を規定するもので、概ね軍・師団を対象としている。「陣中要務令」では、従来、搜索を主体にひとまとめに記述されていた諜報が独立し、搜索と諜報が篇として区分、記述された。そして、諜報に関しては、通信情報について言及された¹³。搜索に関しては、諜報が搜索を主導する関係が新たに規定され¹⁴、また、「航空隊を以てする搜索」が一章を費やして記述¹⁵される等、内容が拡充した。これら、諜報及び搜索に関する記述内容の拡充は、通信情報や航空偵察が大戦中に有効であったことから、喫緊に教訓が反映されたと考えられる。さらに、諜報に関し、軍隊は収集を行い、また、使用する立場であると規定された¹⁶。なお、「陣中要務令」の編さんに応じるように、偵察、写真等の実用研究を担当していた陸軍航空学校偵察班が24(大正13)年5月に下志津陸軍飛行学校に改編され、教育任務を主体とすることになった¹⁷。航空偵察に関する教義は、この段階で概ね確立して装備や戦法の改善に移行し、陸軍航空は、満州事変を機に航空撃滅戦のための制空や爆撃に重点を移す¹⁸。

次に、将校等に販売されていた参考書、『大正十三年八月改訂 陣中要務令詳解』¹⁹(以下、『要務令詳解』と記述)を見ると、大戦の教訓に関する分析が、「陣中要務令」に記述された内容以上に多くの成果を得ていたことがわかる。この書籍を編集した「兵学研究會」は、「陣中要務令」の編さんに携わった陸大兵学教官等であると推測される²⁰。そして『要務令詳解』は、「陣中要務令」と異なり、軍・師団に焦点を絞ることなく、「陣中要務令」改訂の際の研究成果を幅広く記述している。

12 「『統帥綱領送付の件通牒』(大正7年9月28日)で『追って新統帥綱領は将来採用を企図せる軍団編制を顧慮して改訂せるものにこれあり候』とある」(前原透『日本陸軍用兵思想史』(天狼書房、1994年)246頁)。

13 同上、80頁、第126項に「直接敵の通信を窃取し之を解読するときは(中略)有利な情報を獲得し得ることあり」とある。

14 陸軍省「陣中要務令」(1924年8月26日)(防衛省防衛研究所蔵)53頁。

15 同上、59-65頁。

16 同上、79頁、第124項に「諜報勤務は通常特殊の組織的機関によるべしといえども、軍隊は常に直接敵情を搜索すると同時に間接に諜報資料を獲得するに留意し」とある。

17 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書87 陸軍航空兵器の開発・生産・補給』(朝雲新聞社、1975年)42頁。

18 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書52 陸軍航空の軍備と運用〈1〉——昭和十三年初期まで——』(朝雲新聞社、1971年)381、393-394、407頁。

19 兵学研究會編『大正十三年八月改訂陣中要務令詳解』(干城堂、1924年)。

20 同上、第一巻「緒言」2-3頁に「本令の最後の成稿に到達する迄には幾多の曲折ありしなるべくその間の研究に於ては特に看過すべからざる貴重なる資料ありしならむと雖も而かも此の如き研究上の至宝は之が發布に方ては皆其の表面に影を没して之が改正業務に従事せし少数者を除きては遂に之を与り聞くを得ざる所にして吾人が篤学者と共に特に痛惜禁ぜざる所なり」とあり、「陣中要務令」の改正研究に加わった陸大兵学教官等の存在をうかがわせる。

『要務令詳解』は、諜報に関し、敵国の国力全般や国民性、社会組織等も知る必要があると強調している。また、米国がドイツに対し実際に使用した情報収集の区分²¹を掲載している。さらに、平時における陸軍の最高諜報機関は、通常、参謀本部であるとした上で関係する情報機関を列記し、大戦前のドイツ及び「戦後某国」の諜報体制を構成図として記載している。そして、戦時における諜報機関として、大本营、方面軍、軍、師団等を列挙している²²。加えて、『要務令詳解』は、住民情報の収集要領、鹵獲文書の入手、処理等要領、徴候判断、情報蒐集機関、通信窃取、俘虜からの情報収集、俘虜の尋問法、間諜の意義、待遇、使用要件、要領等に至るまで解説している²³。これらの解説は、「諜報指針」を除き、同時期の典令範等に例を見ない具体的、かつ、理解容易な記述であり、参考書とは言え、諜報に関する大戦の戦訓を取りまとめた成果物であると評価できる。これら諜報に係る記述を見ると、大戦中の各国の諜報勤務に関する個別具体的な内容が研究され、これに体系的な説明がなされている。他方、俘虜の尋問法を詳述しているが、その他の諜報業務の詳細については概説的であり、また、米軍から入手したと思われる内容を記述しているにもかかわらず、米陸軍が西部戦線で経験したような、諜報と作戦との具体的な関係²⁴は記述されておらず、これらが当時、研究未了であった部分だと思われる。

さらに「諜報指針」を取り上げる。「諜報指針」には、『要務令詳解』に見られる、「陣中要務令」改訂の研究成果を踏まえていることをうかがわせる記述が多い。「諜報指針」は、諜報及び宣伝勤務者に対し原則的事項を示すものであり、諜報勤務者に関する記述は第一編に規定されている。ここでは、諜報勤務に関する記述の主体である、第一編の総則及び第一章から第三章までの記述²⁵について、『要務令詳解』と比較、検討する。

「諜報指針」第一編「総則」では、敵国、敵軍等を解明するための一切の業務を情報勤務と称し、戦時に部隊により直接敵情を解明することを搜索勤務、平戦両時に部隊を使用せず公明あるいは隠密な手段で敵情を解明することを諜報勤務と規定している。「諜報指針」は、情報が諜報と搜索から成るという概念区分を初めて規定した。

21 同上、第三巻 181 頁に「米国が対独諜報に規定したる要綱」として、ドイツを戦闘要素、政治要素、経済要素及び心理要素に区分し、各項を更に二段階区分して細項を設定しており、その中では陸海軍力、社会、人種、産業から心理や哲学までも網羅している。

22 同上、第三巻 185-186 頁。

23 同上、第三巻 186-229 頁。

24 Gilbert, *World War I and the Origins of U. S. Military Intelligence*, p. 119 に「(戦闘部隊指揮官の) 次の質問は、当面の敵がどの部隊なのか? であり、敵の計画はいかなるものか? ということであった。この答えは、敵師団の編成と目標に関する知識から導かれる。このような敵戦力組成を作成するには、多くの情報源があった。斥候、塹壕監視、無線傍受、方向探知、写真情報、捕虜の尋問及び鹵獲文書である。最後に第一線部隊指揮官は、早期警報を要求する。これには無線及び電話の傍受が特に有効である」とある。

25 第一章は諜報機関の組織、第二章は諜報機関の配置及び諜報勤務系統、第三章は諜報勤務の実施、第四章は諜報勤務者の自衛、第五章は対諜報防衛である(参謀本部「諜報宣伝勤務指針」(1928 年 2 月)(防衛省防衛研究所蔵)目次)。

「第一章 諜報機関の組織」は、『要務令詳解』と同様に平時諜報機関と戦時諜報機関に大別して記述しているが、『要務令詳解』に比べ、より詳細に記述されている。また、各機関の所掌区分など整理された内容になっており、実務者にとって便利である。

「第二章 諜報機関の配置及び諜報勤務系統」では、諜報機関の平時及び戦時の配置、平時から戦時への移行等について述べられており、その内容は、『要務令詳解』よりも軍事に焦点を絞って記述している²⁶が、概ね同様のものである。ただし「諜報指針」は、『要務令詳解』と比較して、各機関が収集する情報に関する規定、機関相互の連携、諜報機関の配置、平時諜報機関から戦時諜報機関への移行の細部等についても記述を充実させており、実務者が必要とする内容を含んでいる。

「第三章 諜報勤務の実施」は、「情報の蒐集」、「情報の査覈、判断」及び「情報の普及（報告、通報）及び諜報機関相互の連絡」の順に記述されており、「要求の特定」等が欠落しているものの、『要務令詳解』の混然一体とした記述に比べ、現代のインテリジェンス・プロセス²⁷に近い区分に体系化されている。また、『要務令詳解』に比べ、「諜報指針」は、間諜の運用要領、分析、報告通報等について詳述しており、「陣中要務令」改訂のための研究以降に、大戦中の諜報勤務に関する戦訓が整理されたことが推察できる。「諜報指針」の記述は、対象を参謀本部第二部（情報部）等、諜報機関の勤務者としているが、これら諜報勤務の原則的事項は、軍・師団での情報勤務にも適用可能な内容が多く含まれている。

以上のように、24（大正13）年の「陣中要務令」の改訂から28（昭和3）年の「諜報指針」の編さんを通じて、日本陸軍は、情報、諜報及び搜索について、整理を進め、典令範等の規定として、今日に通ずるような内容の拡充を見た。他方、作戦情報に関する規定には、まだ研究の余地が多く残った。

2. 大戦の総括を踏まえた改訂及び編さん（1929（昭和4）年～1932（昭和7）年）

（1）典令範等の改訂及び編さん経過

日本陸軍は、大戦の休戦成立後も引き続き、欧州からの情報を収集、分析、研究し、

26 兵学研究会編『要務令詳解』第三巻175-176頁では、「諜知を要する事項」として、「純然たる軍事」に関する事項と「広義の武力」に関する事項を挙げているが、「諜報指針」1頁では「軍事諜報勤務に於いて探知すべき事項」を列挙しており、その内容は、『要務令詳解』第三巻が「純然たる軍事」に関する事項として列挙したものとはほぼ同様である。他方、「諜報指針」は、「広義の武力」にあたる事項について、「為し得る限り之を調査すること亦切要」とするにとどめている。

27 マーク・M・ローエンタール（茂田宏監訳）『インテリジェンス 機密から政策へ』（慶應義塾大学出版会、2011年）69頁。

典令範のさらなる改訂及び編さんに努めた。特に、海外勤務から帰朝した要員は、通常、陸大教官として勤務し、これらの研究に当たったため、その内容が進展したと思われる。また、23（大正12）年以降、ポーランドから通信情報の知見を得たこと²⁸で、諜報に関する研究は、さらに進捗した。また、タンネンベルクの戦いに際し、ドイツ軍が通信情報を有効に活用したことは、陸大で教育され²⁹、諜報を作戰に活用するモデルケースとなった。作戦情報についても大戦後に欧州で刊行された書籍、雑誌や教範といった各種資料を入手して、研究が継続された。日本陸軍が大戦の戦訓を細部まで解明したと明らかにしたのは、26（大正15）年である³⁰。諸兵連合の戦闘の原則的事項を初めて規定した「戦闘綱要草案」が22（大正11）年以來の議論を経て完成し、参謀本部と教育總監部を主体とする「戦闘綱要」の編さんへと移行した³¹のに並行して、参謀本部第一部（作戰部）第二課（作戰課）は、「統帥綱領」の改訂に着手した。そして、陸大もまた、それを受けて「統帥参考書」の編さんに着手した。その後、28（昭和3）年の「統帥綱領」の改訂を受けた、29（昭和4）年の「戦闘綱要」の制定、32（昭和7）年の「統帥参考書」の編さん等が行われた。

（2）作戦情報と作戰との関係及び作戦情報の担任区分等の整理

大部隊の作戰に関する準拠を記述している「統帥綱領」とこれを解説する「統帥参考書」が、改訂及び編さん時期に応じてどのように変化したのか検討する。

まず、構成を見ると、18（大正7）年の「統帥綱領」は、「指揮」で大部隊指揮官の作戰の指針を述べたのち、指揮下部隊を機動、集中させ、搜索して敵を発見、会戦のための諸条件を作為して決戦するという作戰段階に応じ、「集中」、「搜索」、「会戦」の順に区分されている。そして、諜報は、「搜索」のうちの二つの項で言及されているにすぎない³²。これに対し28（昭和3）年の「統帥綱領」では、「指揮」と「搜索」が「作戰指導要領」という章に統合され、そこで諜報と搜索が、それぞれ項として記述されるようになった³³。記述の順としては、搜索及び諜報が集中の前になったので、指揮官の集中のための決心にも資するようになったとも言える。これは、前述した「陣中要務令」の内容や航空機による遠距離早期からの搜索及び通信傍受等による情報が集中以前に入手できるようになったことを反映していると考えられる。他方、「統帥綱領」

28 大久保俊次郎元陸軍大佐「対露暗号解読に関する創始並びに戦訓等に関する資料」（1962年12月10日）（防衛省防衛研究所蔵）、元陸軍中佐萩野健雄「特情に関する戦訓」（1967年4月19日）（防衛省防衛研究所蔵）。

29 石田保政（陸軍大学校集会所編）『欧州大戦史の研究 第八卷』（川流堂小林又七本店、1938年）25頁。本書は1930年、陸大第二学年学生への戦史講授録である。

30 教育總監部「戦闘綱要草案編纂理由書」（1926年7月）（『偕行社記事』第六百二十三号付録、1926年8月）。

31 前原『日本陸軍用兵思想史』299頁。

32 参謀本部「大正七年統帥綱領」（1918年9月）（防衛省防衛研究所蔵）48、49項。

33 参謀本部「昭和三、三、二〇統帥綱領」（1928年3月20日）（防衛省防衛研究所蔵）10頁。

は、18（大正7）年及び28（昭和3）年のいずれも依然として、情報を作戦の一機能と理解し、作戦関連の他の項目とともに、搜索及び諜報を羅列的に記述している。このような「統帥綱領」の構成に対し、32（昭和7）年の「統帥参考書」は、「搜索」と「諜報」を「情報蒐集」と総称した。これは「諜報指針」の成果の反映であると考えられる。そして「情報蒐集」を作戦関連の内容と区分して、「集中」の前に章として記述して³⁴おり、情報の作戦からの独立性がより強調されたと評価できる。大戦の詳細な戦訓が解明された時期から研究が進展するにつれ、そもそも大部隊の作戦遂行は、指揮官のみでは困難であり、組織化された幕僚による補佐、とりわけ作戦計画の作成等が必須であるという認識が定着するようになってきた³⁵。作戦情報に関しても同様であり、軍・師団の作戦においては、作戦情報に専従する幕僚の補佐が必要であると認識され、後述する検証演習などの成果もあって、情報収集計画の作成等、専門的な職務遂行が求められるようになり、構成の変化に現れたと考えられる。

次に「統帥参考書」の作戦情報に関する記述内容を検討する。「統帥参考書」では、第一に「情報の蒐集敵に優越するは勝利の発端なり」³⁶として、作戦情報の重要性を強調している。また、収集手段に応じた運用を行い、さらに、複数手段により獲得した情報を相互補完あるいは比較対照して正当な判断を導くべきであると記述しており³⁷、現代に通ずる情報資料の評価要領を提示している。

第二に、敵情判断では敵と近接しつつあるのに、搜索成果が思わしくない場合には敵情判断を見直して、搜索目標を変更する等の処置が必要であると明記している³⁸。また、敵情判断が適中しない理由として、情報収集の不十分もしくは不適當のほか、以下の諸件を挙げることができるとし、「主観的の判断が先入主となり不知不識不正の判断に陥る」、「精神的に戦況を悲観しある場合には判断にもその影響を受く」及び「敵も我が典則の如く行動するを最も合理的なりと考へ此観念に基づき判断を為す弊に陥り易し」を挙げている³⁹。これらは、複数の見解の不在や集団思考による誤謬など、情報分析における錯誤の典型的な原因として、今日にも通じる。

第三に、方面軍が戦略的情報の蒐集を主眼とし、軍が戦略的情報を蒐集するとともに戦術的情報をも蒐集すべきこと、そして、師団が戦術的情報の蒐集を主眼とすべきと規定⁴⁰し、情報の焦点を部隊の指揮階梯と整合させている。そして引き続き、諜報

34 陸軍大学校「統帥参考書第一巻」（1932年7月）（防衛省防衛研究所蔵）目次2頁。

35 同上、92-95頁。

36 同上、135頁。

37 同上、136頁。

38 同上、137頁。

39 同上、137-138頁。

40 同上、138-140頁。

の戦略性を述べたのち、諜報と搜索との関連を規定⁴¹している。次に、会戦前の彼我の集中間における諜報が有用で、会戦が切迫した時期の諜報は、適時性を欠くことが多いが、無線情報の機能は、十分発揮するよう努めなければならないとしている。

以上のように、大戦の教訓の詳細がほぼ解明された大正末期から「統帥参考書」が作成された32（昭和7）年にかけて、作戦情報に関する典令範等の記述は、その重要性を強調するとともに、概念区分や指揮階梯に応じた担任区分を明確化、理論化し、収集機関の運用や分析における着意事項も明らかにした。他方、作戦情報の実務については、まだ具体化されたとは言い難く、典令範を実際に適用するには課題があった。また、現代の陸軍が作戦計画を作成する前に任務、敵、地形、自軍部隊の状況などを踏まえてから作戦の目的や達成目標を検討するように、情報が作戦の前提を形成する趣旨の規定は、「統帥参考書」でも見られない。

さらに、28（昭和3）年の「統帥綱領」を踏まえた29（昭和4）年の「戦闘綱要」の制定において、作戦に関する記述に大きな変化があったことには注意を要する。それは、奇襲攻撃及び包囲殲滅のより一層の強調⁴²であり、会戦では必ず攻撃を行うと規定したのに等しいということである⁴³。作戦情報が必要なのは、指揮官が敵軍と自軍の戦力や位置関係など、広汎多岐にわたる状況について考察し、敵の行動や戦況を予測して、どのような戦術を採用するのか迷う時である。それが、敵軍を攻撃して撃滅すると決まっているのならば、作戦情報の価値は限定される。

3. 満州事変から日中戦争拡大に対応する応急的な改訂及び編さん (1933（昭和8）年～1938（昭和13）年）

（1）典令範等の改訂及び編さん経過

「戦闘綱要」の編さんにより諸兵種協同の戦闘原則は明らかにされたが、操典及び教範は内容を引き続き研究する必要がある、「戦闘綱要」と「陣中要務令」の整合も図らねばならなかった。このため日本陸軍は、30（昭和5）年の特別砲兵演習、31（昭和6）年の特別大演習、34（昭和9）年の情報隊演習⁴⁴、35（昭和10）年の特種無線隊演習等、研究のための各種演習（以下、「実験演習」と記述）を実施し、成果が典令範等の改

41 同上、154-158 頁。

42 前原『日本陸軍用兵思想史』339-340 頁。

43 同上、318 頁。

44 陸軍通信学校調査班「昭和九年一月以降調査班業務実施予定表」（「昭和二～九年度 調査研究に関する書類綴」防衛省防衛研究所蔵）に「三月情報隊演習を実施し其の結果に基づき教育規定案を作為す」とある。

訂及び編さんに活用された。

31 (昭和6) 年9月、満州事変と同時期にハーバート・O・ヤードリー (Herbert O. Yardley) の『アメリカン・ブラックチェンバー』⁴⁵ が発表され、早くも同年11月に日本で翻訳出版された⁴⁶ ことは、大きな衝撃であった。本書は、大戦中の米国の暗号解読責任者であったヤードリーが暗号解読手法や、それにより各国の暗号解読に成功していたことを暴露する内容で、日本の外交暗号を解読していたことも記述されていたため、日本を含む各国に激しい衝撃が走ったのである⁴⁷。また、満州事変では通信情報の収集とその作戦への寄与が大いに奏功⁴⁸ し、作戦の早期完遂とその後の速やかな停戦につながるなど、通信情報の価値が陸軍部内に広く認識された。ヤードリーの著書は、衝撃的な内容ではあったが、日本陸軍が通信情報に関する研究、施策等を加速するという副次的効果をもたらしたと言える。

さらに37 (昭和12) 年7月以降の日中戦争の拡大に伴う軍司令部や師団司令部の動員は、作戦情報を含む幕僚勤務要領を速やかに周知徹底する必要を生じさせた。これにより、日中戦争の本格化までに典令範等が再度改訂及び編さんされた。これに該当する典令範等とは、37 (昭和12) 年の「無線情報隊勤務令」、38 (昭和13) 年の「作戦要務令」⁴⁹、「幕僚参考書第一巻」⁵⁰ (以下、「幕僚参考書」と記述) 及び「幕僚参考書附録 (暗号電報に就て)」などである。典令範等の作戦情報に関する記述のための研究は遅れて開始されたが、満州事変や日中戦争の拡大を契機に一挙に加速した。

(2) 作戦情報の具体的な手順を規定した典令範等の改訂及び編さん

先に述べたとおり、日中戦争の拡大に伴う軍司令部及び師団の動員⁵¹ に応じて編さんされたのが、「幕僚参考書」である。また、「作戦要務令」は、「陣中要務令」に「戦闘綱要」を加味して、同時期に改訂されたものである。様々な議論を経て⁵²「戦闘綱要」

45 Herbert O. Yardley, *The American Black Chamber* (Indianapolis: The Bobbs-Merrill Company, 1931).

46 ハーバート・オー・ヤードリー (大阪毎日新聞社訳)『ブラック・チェンバー—米国はいかにして外交秘電を盗んだか?—』(大阪毎日新聞社、1931年)。

47 陸軍科学研究所第七課「軍用通信の見地よりする通信窃取に対する方策」(1931年8月)(防衛省防衛研究所蔵)。

48 有賀『日本陸海軍の情報機構、活動』145頁。

49 陸軍省「作戦要務令」(1938年9月29日)(防衛省防衛研究所蔵)。

50 参謀本部「幕僚参考書第一巻」(1938年3月)(防衛省防衛研究所蔵)の冒頭に「本書は当部(筆者註:参謀本部)部員及び陸軍大学校兵学教官の協同編纂せるものなり 編制、諸条規等改変途上のものあり且佐徳(筆者註:「こうそう」慌ただしいこと)の間に成れるを以て尚推敲の余地なしとせざるも幕僚執務の参考として取敢えず印刷配付す」とある。

51 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書8 大本営陸軍部〈1〉—昭和十五年五月まで—』(朝雲新聞社、1967年)456、468、472—473頁。

52 「戦闘綱要草案」編さん時における議論が特に激しかった(前原『日本陸軍用兵思想史』301—306頁)。しかし、「戦闘綱要」についても師団長の統帥に係る記述である、あるいは戦闘原則と陣中勤務との併記には問題があるなどの意見が各種学校等から提出されており、様々な議論があったことをうかがわせる(「典範編纂業務に関する参考」44—45頁)。

がようやく制定され、諸兵種協同の戦闘原則が定まったことを受けて、陸軍部内で陣中勤務にその要素を加味して改訂するべきだという、共通認識が生じた。また、この期間、「統帥参考書」に見られるような情報の専門性や作戦との分化が認識されつつあった時期でもあった。そして、大正末期から35（昭和10）年頃まで、実験演習が行われ、その成果が「作戦要務令」、「幕僚参考書」等に生かされた。「幕僚参考書」は、「作戦要務令」に規定できない個別具体的な幕僚の業務実施手順についての補遺であり、「陣中要務令」と『要務令詳解』の関係に似ている。

以下、まず、「陣中要務令」が「作戦要務令」に改訂される過程で作戦情報に関する規定がどのように変化したのかを概観したのち、作戦情報に係る実験演習と典令範等への反映を機能ごとに検討し、その中で「幕僚参考書」の規定内容について考察する。

「作戦要務令」は、「陣中要務令改正案」⁵³を経て改訂され、制定の際に改称された。作戦情報関連の規定について、「陣中要務令改正案」では、諜報及び搜索の総称について、「情報蒐集」ではなく「情報」という語が使用され、「情報勤務の目的は敵情、地形等に関する諸情報を収集査覈（さかく）して指揮官の結審及び指揮に必要な資料を獲得するに在り」と、目的を規定している⁵⁴。その記述よりは、「陣中要務令」に比べ、作戦に資するため敵情、地形を明らかにすることに焦点を絞って内容を充実させており、理解容易である。諜報は、軍以外の特殊な組織的機関によるとして、「統帥参考書」と記述がより一層整合されており、かつ、用語が「情報蒐集」から「情報収集」と、より現代的に修正される等、情報活動に関する概念整理が改訂の過程で一貫性を付与され、洗練されたと言える。

「作戦要務令」では、「陣中要務令改正案」から記述体系の変更はなされなかったが、いくつかの点でさらに記述が充実している。まず、情報の目的に気象の要素が追加された。これは航空、砲兵、通信、毒ガス等の役割の増大によると考えられる。また、明治以来の「査覈」という用語を廃し、「審査」を採用した⁵⁵。これは、教育の基礎となる要務令の用語をより理解しやすくするためであろう。また、「陣中要務令改正案」では「情報勤務は脈絡一貫せる組織に依り始めて能く其目的を達成し得る」としていた⁵⁶ところに「情報勤務は其の重点を確立し脈絡一貫せる」と、「其の重点を確立し」という字句が追加された⁵⁷。この「其の重点」という概念は、インテリジェンス・プロセスで言えば、「要求の特定」に当たるもので、既述のとおり、「諜報指針」には

53 参謀本部「陣中要務令改正案」（1930年5月）（防衛省防衛研究所蔵）。

54 同上、33頁。

55 陸軍省「作戦要務令」（1938年9月29日）（防衛省防衛研究所蔵）49頁。

56 参謀本部「陣中要務令改正案」33頁。

57 陸軍省「作戦要務令」49頁。

欠落していた。さらに、「陣中要務令改正案」では規定せず、「作戦要務令」で規定している内容として、「敵としてなし得べき行動特に我が方策に重大なる影響を及ぼすべき行動を攻究推定せば我が方策の遂行に大なる過誤なきを得べし」⁵⁸との記述がある。これは、当時参考に使っていたと考えられる独軍の教範「軍隊指揮」に同趣旨の記述がある⁵⁹ので、それを採用した可能性がある。この記述は、今日、作戦計画を作成する際に「敵の最も危険な行動方針」への対応を分析するようにしていることに通じる。以上のとおり「作戦要務令」における情報活動に関する規定は、現代的な視点からも、改善されている。

次に、作戦情報に係る実験演習と典令範等への反映について考察する。第一に、通信情報機能についていかなる実験演習が行われたのか検討する。通信情報は、大戦中すでにその有効性が確認されており、「陣中要務令」で言及されたのは、既述のとおりである。そしてそれが、部隊の編制、装備、運用等に関する研究や機材の開発等の調査研究に至るのは、27(昭和2)年、陸軍通信学校の教官を調査研究委員に兼務指定し、研究部を編組して以降である⁶⁰。31(昭和6)年8月、「無線情報隊に関する参考書」が作成された。作成者は当時の教育総監部第一課長園部和一郎大佐である。教育総監部第一課は、典令範の編さん主務課なので、この参考書がじ後の教範の編さんに資するために作成されたと考えられる。同参考書には、「昭和六年特別通信演習参考書」という添え書きがあるので、この演習において実際に使用、検証するために作成されたものである。「無線情報隊に関する参考書」には、無線情報隊の任務、運用、幹部の所掌、方向探知、傍受及び通信の業務手順等が規定されており、満州事変前には無線情報の業務実施要領が概ね確立していたことがわかる。

「無線情報隊に関する参考書」は、総則、「第一章 各幹部の業務」及び「第二章 無線情報勤務の実施」の順に記述されている。また、第二章は「通則」、「第一節 方向探知」、「第二節 傍受」及び「第三節 通信」から成り、附表として方向探知簿、傍受簿及び傍受電報件名表の様式がついている。同参考書は、実務的かつ簡素な内容となっている。

これに続く33(昭和8)年4月3日付の「特種情報隊教育規定起案要領」は、編成の具体案を定め、その編成による部隊の運用について、教育の立場より記述されている。そして、この文書には教育規定の案文も記述されており⁶¹、通信情報典範の素案であ

58 陸軍省「作戦要務令」14頁。

59 独逸国防省(陸軍大学校訳)『軍隊指揮一九三六年版』(陸軍大学校将校集会所、1936年)24頁。

60 陸軍通信学校調査班「昭和二年度昭和三年度研究部調査研究委員業務実施概況」(「昭和二～九年度 調査研究に関する書類綴」防衛省防衛研究所蔵)。

61 「特種情報隊教育規定起案要領」(1933年4月3日)(防衛省防衛研究所蔵)目次。記述区分は「各個教育」、「分隊教育」、「班教育」及び「特種情報隊教育」である。

ると言って良い。そして、34（昭和9）年9月の情報隊演習で「特種情報隊教育規定」を、35（昭和10）年2月の特種無線隊演習で「無線情報隊勤務令案（第三案）」を検証して内容が確定⁶²した。なお、33（昭和8）～34（昭和9）年頃より通信情報が重視されはじめ、関東軍特種情報部が設置されたのが38（昭和13）年8月なので⁶³、通信情報機関の体制整備と時期的に符合する。

これら無線情報に関する研究や実験演習に、他国の最新現況の調査、満州事変での実戦における運用の成果等が加味、整理⁶⁴され、37（昭和12）年に「無線情報隊勤務令」⁶⁵が編さんされた。同令は、総則において、無線情報隊の戦時勤務を規定するものとされ、任務は、敵通信所の探知及び敵信の聴取により敵情を搜索することであった。なお、同令と「特種情報隊教育規定起案要領」の記述の幅は異なるが、内容上の違いは、ほとんどなく、「無線情報隊勤務令」の布告で無線情報に関する典令範等が確立したといえる。

第二に、砲兵情報について検討する。

日本陸軍は、大戦中に実用化された敵砲兵の音源及び火光標定の技術を導入し、25（大正14）年には、軍の戦時編制に火光及び音源標定機能をもつ、砲兵情報班を加えた⁶⁶。その後、砲兵監部を中心に検討を重ね、29（昭和4）年に砲兵操典を改訂⁶⁷し、情報に関する記述を具体化⁶⁸した。そして、30（昭和5）年に情報勤務を具体的に規定した参考資料を作成し、同年に実施された特別砲兵演習において検証している⁶⁹。

その内容は、大戦の教訓を踏まえ、砲兵情報が進歩していること等を述べたのち、情報勤務一般について記述⁷⁰している。また、敵砲兵の発見・標定、評価・判定等を速やかに行うことで対砲兵戦闘に資するよう規定⁷¹されている。このように、砲兵の作戦情報は、25（大正14）年に編制を確立した後、30（昭和5）年にかけて業務手順を確立させたと見られる。

第三に、作戦情報の業務手順について検討する。

作戦情報の機能別の業務手順と並行して軍・師団の情報幕僚の業務手順も実験演習

62 陸軍通信学校調査班「昭和九年度業務成果概要」（「昭和二～九年度 調査研究に関する書類綴」防衛省防衛研究所蔵）。

63 有賀『日本陸海軍の情報機構、活動』147-148頁。

64 陸軍通信学校調査班「昭和三、四、五年に於ける主要調査研究事項の成果概要」、「昭和九年四月調査班業務実施予定表」等（「昭和二～九年度 調査研究に関する書類綴」防衛省防衛研究所蔵）。

65 参謀本部「無線情報隊勤務令」（1937年8月）（防衛省防衛研究所蔵）。

66 参謀本部「軍令陸甲第三号 陸軍戦時編制中改正の件」（1925年3月）（防衛省防衛研究所蔵）。

67 陸軍省「砲兵操典」（1929年2月）（防衛省防衛研究所蔵）。

68 教育総監部「砲兵操典改正理由書」（1929年1月）（防衛省防衛研究所蔵）110頁。

69 砲兵監部「昭和五年特別砲兵演習参考書 情報勤務に就て」（1930年10月）（防衛省防衛研究所蔵）及び砲兵監部「昭和五年特別砲兵演習参考書 砲兵情報班の部」（1930年10月）（防衛省防衛研究所蔵）。

70 砲兵監部「情報勤務に就て」（1930年10月）（防衛省防衛研究所蔵）1-16頁。

71 同上、22-23頁。

等を通じ研究、検証され、典令範等に反映された。作戦中の軍・師団の情報業務実施手順について、的確に記述した資料として、「昭和六年 特別演習記事」⁷²（以下、「演習記事」と記述）及び「第八師団情報勤務規定」⁷³（以下、「八師規定」と記述）がある。

「演習記事」は、31（昭和6）年11月に熊本県及び福岡県を中心に実施された天皇の統監による秋季演習の成果を活用するため、冒頭に勅語を掲げ、広く陸軍内に配布されたものであり、典令範に準ずる刊行物であると言って良い。同演習は、南北両軍による対抗方式の演習であった。「演習記事」に収録された両軍の作戦計画に、「情報収集計画」が含まれており、作戦情報の業務手順を確認できる。

南北両軍とも熊本平野の領有という任務を与えられ、熊本平野をめぐる交戦が仕組まれている。また、南北両軍の戦力は、北軍が優勢であるが、南軍が熊本平野に合一しているのに対し、北軍は分離しており、部隊の配置態勢は、南軍が有利である。このような状況を踏まえ、南軍司令官は、分断している北軍を各個に撃破するため攻撃する⁷⁴と決心し、北軍司令官は、戦力を合一して南軍を攻撃する⁷⁵と決心した。

司令官の決心に基づき、両軍は作戦計画を作成し、それとともに情報収集計画も作成されたが、その構成及び内容は異なる。南軍司令官は、「情報収集に関する注意事項」を命令に加えて示達しており、そこに敵に関する指揮官の情報要求が列記されている⁷⁶。そして、具体的な収集機関や報告時期等は、隷下部隊が計画に記述している。このうち特に、第六師団は、作戦命令の別紙として「第六師団情報収集計画」を作成、下達している⁷⁷。この計画では、まず、情報収集の目的について、師団の戦闘に直接必要な情報収集を重点とするとし、敵や地形に加え、友軍部隊に関する「収集要目」が列挙され、「蒐集機関（使用する部隊）」及び「知得時期」が表形式で示されている。師団の計画なので、搜索が主体である。

これに対し北軍は、「軍会戦計画」及び「軍会戦指導に関する方策」を作成し、これを踏まえて「軍会戦指導の方策に基づく情報収集計画」を作成している⁷⁸。同計画は、方針として、「まず速やかに山鹿（熊本北方）付近の会戦に資する情報を収集す」等と、情報収集の焦点を定めたうえで、実施要領として表形式により、「収集要目」、「知得希望時期及び収集地点」、「使用機関」、「収集手段」等を規定している。また、同計画は、軍の情報収集計画なので、諜報業務の要素も含まれ、通信傍受、間諜及び住民

72 参謀本部「昭和六年特別大演習記事」（発行年不詳）（防衛省防衛研究所蔵）。

73 第八師団司令部「第八師団情報勤務規定」（1936年9月）（防衛省防衛研究所蔵）。

74 参謀本部「演習記事」23頁。

75 同上、88頁。

76 同上、27-29頁。

77 同上、55-57頁。

78 同上、74-77頁。

情報の使用についても言及されている。この「演習記事」の内容に鑑みれば、32（昭和6）年には、軍・師団の作戦情報に関する手法が概ね確立していたと考えられる。

一方、「八師規定」は、「演秘」として、「昭和十年特別大演習」に使用されたものである。これは当然、実戦を念頭に第八師団司令部が作成し、師団長名で各隷下部隊に通達された。「八師規定」は、聯隊以上の各部隊の本部及び司令部に情報業務の主任者として少なくとも将校及び下士官各一名を置くよう規定し、また、主任者は情報収集の重点を定め、適時に収集できるよう収集機関を運用する計画を作成するとしている⁷⁹。さらに、入手した情報の機を失しない報告、疑わしい情報の他の手段による確認、情報収集所の設置等の要領が記述されている⁸⁰。加えて、情報勤務の統制が第一義的に指揮系統によることを述べたうえで、特種情報として、砲兵、航空兵、戦車自動車、無線通信、暗号を列举し、それぞれに統制補佐を指定している⁸¹。そして、敵情については、その都度及び定時二回の要図での報告を求めており、また、ここに自軍部隊の情報も加えるよう示している⁸²。

以上、「演習記事」及び「八師規定」の記述を見ると、典令範の各種研究に並行して部隊での実行要領も研究、整理されていたことがわかる。

他方、今日的な目で見ると、「演習記事」及び「八師規定」に記述されているのは、あくまで情報の収集や分析、あるいは処理等の手順であり、特に報告において、作戦との関係が未だ具体的に示されていない。

最後に、軍司令部の情報業務について包括的かつ具体的に解説した「幕僚参考書」について検討する。「幕僚参考書」は、幕僚に対する着意事項や手順を記述しているので、作戦と情報との関係や、情報業務の基本的な考え方、要領等に関し、従来の典令範等よりも整理された具体的な内容が記述されている。表題に「第一巻」とあるが、「第二巻」等は、管見の限り、実在の有無を含めて不明である。「幕僚参考書」の記述対象は、軍司令部の幕僚であるが、防衛研究所が所蔵する「幕僚参考書」は、40（昭和15）年5月6日に近衛混成旅団司令部が受領したものである。近衛混成旅団は、40（昭和15）年1月に賓陽会戦に参加し⁸³、その後「幕僚参考書」を配付された。「幕僚参考書」は、戦地にすでに投入された旅団司令部にまで配付され、活用されたことになる。これは、「幕僚参考書」が師旅団司令部にも有用であると認められていたことを意味する。「幕僚参考書」には、軍司令部の第二課（情報課）の業務に関する記述が、二十

79 八師団司令部「八師規定」1頁。

80 同上、2頁。

81 同上、3頁。

82 同上、4頁。

83 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 86 支那事变陸軍作戦（3）——昭和十六年十二月まで——』（朝雲新聞社、1975年）88頁、及び秦郁彦『日中戦争史』（河出書房新社、1961年）296-299頁。

項にわたり、事例を併記して、具体的、説明的に記述されている⁸⁴。

例えば、情報業務の目的を作戰の計画及び指導を適正化することであるとしたうえで作戰課と「完全に調和融合」するよう規定している⁸⁵。また、指揮官との関係も「作戰課の作戰計画立案に資し以て将帥の決心に重要な基礎を与え作戰指導を容易ならしめざるべからず」⁸⁶と、作戰機能を通じて指揮官に寄与すると規定している。また、情報収集計画を作成するよう定め、その手順も軍の企図を基礎として、既知の敵情、地形、自軍の現況に基づき敵の採り得る行動を判断し、搜索方針を定め、それを踏まえて、「作戰指導上知らんと希望する事項及び隷下団隊の任務達成上特に必要とする事項、就中その重点」を定め、搜索の要目、範囲、報告期限等を明らかにしたのち、収集機関の特性を踏まえて計画するよう規定している⁸⁷。さらに、敵情が一目でわかる「情報図」及び敵部隊の戦闘序列や行動を継続的に記録した「情報記録」の作成は、大戦の教訓として当然行うべきことと規定している⁸⁸。

総じて「幕僚参考書」は、作戰情報の業務実施要領について、現代にも通ずる適切な内容を整理、記述したものであり、一連の典令範等の中で、最も現代に近い内容が、規定されている。他方、日本陸軍は、「幕僚参考書」の規定を見てもなお、情報の作戰への従属を前提とし、また、作戰情報がいかに作戰に資するののかという点を具体化していない。今日の陸軍では作戰計画の作成に際し、通常、指揮官と幕僚がウォー・ゲームを行い、情報が敵の重大な行動を予期し、作戰がその対応を検討することで、作戰の構想を決定していくが、日本陸軍ではそれらすべてが軍司令官や師団長の統帥だと認識されており、規定し得なかったと考えられる。

おわりに

日本陸軍は、多くの人材を投入して戦中・戦後を通じ、大戦の戦訓を組織的に収集した。それは、内容的に正確で、量的に膨大な知的作業であった。他方、作戰情報に関する戦訓の収集は、時期的に遅れ、自ら適用し、研究するのに時間を要した。

また、日本陸軍は、大戦中に情報が作戰の前提を形成する実態に触れられず、情報が作戰の一機能として理解され続け、典令範等の内容を十分に修正できなかった。作

84 参謀本部「幕僚参考書」51-72頁。

85 同上、51-52頁。

86 同上、52頁。

87 同上、53-54頁。

88 同上、56、60頁。

戦は、軍・師団の最重要の機能であり、作戦を遂行する間、情報が作戦に従属するという認識は、特に戦術レベルでは、正しいことが多い。しかしながら、今日的な視点からすれば、情報は、作戦と緊密に連携しつつも独立した機能であり、特定された要求のもと、継続的に収集、処理、分析、配布された知識に基づき、作戦の前提を形成し、あるいはその当否を審査するための機能なのである。日本陸軍の典令範等の作戦情報に関する規定は、このような認識までには至らず、いわゆる情報軽視に陥る要素を残した。さらに、大戦後から昭和の初めにかけての典令範の改訂に際し、「帝国国防方針」、「帝国軍の用兵綱領」との一貫性を過度に重視したことは、日本陸軍が作戦に際し、軽快な機動による奇襲的、積極的な攻撃や包囲殲滅にこだわる思考的枠組みを形成し、これもまた情報を軽視する一因となった。これらは、後年、ガダルカナルにおける第二師団による攻撃が、大本営による作戦指導や連合艦隊からの要望があったとは言え、敵情の主観的判断に陥りつつ強行され⁸⁹、不成功に終わったことなどの失敗の遠因になったとも言えよう。

それでもなお、日本陸軍の作戦情報に関する典令範等における規定は、大戦直後の当面の改訂を基礎として研究が継続され、38（昭和13）年の「作戦要務令」及び「幕僚参考書」の改訂及び編さん、配布に至るまで、順次整理され、その内容には今日から見ても妥当な点が多い。日本陸軍は、英知を結集して今日的視点から見ても適切な作戦情報に関する典令範等を改訂及び編さんし、日中戦争が本格化する前に概ね完成させてから実戦に臨んだのである。

（防衛研究所）

89 軍事史学会編『大本営陸軍部作戦部長 宮崎周一中将日誌』（錦正社、2003年）226-227頁。

